

# 生活保護下げに抗議

新潟県生活と健康を守る会連合会

## 審査請求運動起こす

8月1日から生活保護が引き下げされたことから、新潟県生活と健康を守る会連合会と新潟生存権裁判弁護団は同日、政府に抗議するとともに、500人を目標に不服審査請求人を集め、請求することを新潟県庁で発表しました。

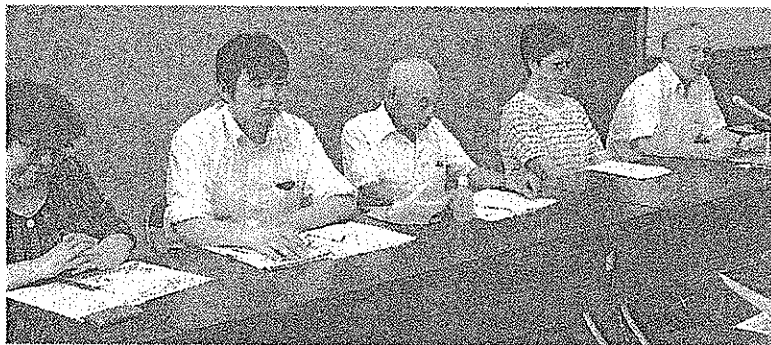
記者会見には、渡辺和子会長、吉田松雄事務局長、大澤理尋弁護団長らが参加しました。

大澤氏らは、今回の引き下げは生活扶助基準を3年間で総額67

0億円、平均6・5%（最大10%）削減し、多人数世帯ほど影響がおよび、期末一時扶助の大幅減額、勤労控除の特別控除全廃なども行われると指摘。「人間に値する生活」を奪い、自立を阻害して社会的孤立を強要するものであり、憲法25条（生存権）を著しく侵害するもので、断じて容認することはできないと力説しました。

同席した生活保護受給者で、重度の身体障害がある佐藤久美子さん（53）は「通院の際

記者会見する（左から）渡辺会長、大澤弁護士ら  
リール、新潟県庁



や、少しでも社会のため役に立ちたいと、点

訳本作成のボランティア活動に参加するため自動車を使用している。保護基準引き下げで自動車を維持することができなくなり、生活が成り立たなくなると訴えました。

同じく阿部長吉さん（87）は「ギリギリの経済状態への不安が常にあります。決して欲を言うわけではありません。私たち夫婦とも高齢で体の不具合を抱えています。人間の心情として、もう少し穏やかな気持ちで生活したいと願っています」

と述べました。

大澤氏らは、戦後最大の基準引き下げに対して、最大規模の審査請求運動を起こすため、6、7日の審査請求ホットライン（全国一斉）、集団審査請求集会（9月20日午前）と審査請求提出（同日午後）に取り組むことなどを強調しました。

審査請求の問い合わせは同連合会025（241）0288、ホットライン（電話相談）は025（255）5919です。